

国際ロータリー第2520地区岩手第1分區

盛岡東ロータリークラブ

Weekly Report No. 7 (通算1938回)

Home Page : <http://www.moriokahigashi-rc.com/>E-Mail : jimukyoku@moriokahigashi-rc.com

会長 千葉伸行 / 幹事 北島美栄子
 事務所 〒020-8501 盛岡市愛宕下1番10号
 盛岡グランドホテル内
 TEL 019-601-5390 / FAX 019-601-5391
 例会場 盛岡グランドホテル
 TEL 019-625-2111
 例会日 毎週月曜日12:30 / 第3月曜日18:30
 但し、第3月曜日は(18:30～)会場が変更になる場合があります。

会長挨拶 千葉伸行



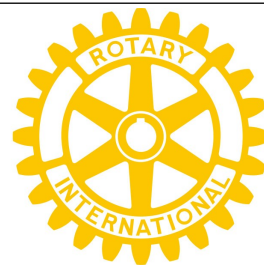
こんにちは。
 日頃からのロータリー活動に感謝と敬意を申し上げます。
 7月24日の例会で、我々が郷土力士「錦木」が名古屋場所で初の三賞となる「殊勲賞」を受賞し、初土俵から103場所目での初の三賞受賞は歴代で最も遅い記録というお話をいたしました。本日発表された秋場所の番付で、初の三役となる「小結」への昇進が決まりました。初三役についても、玉龍、琴稲妻に続く史上3位のスロー昇進の記録とのことです。岩手出身の力士としては栃乃花以来の23年ぶりとのことで、錦木関の更なる活躍を期待するものです。

社会的には、福島第一原子力発電所の処理水に含まれるトリチウムの海洋放出について、中国や韓国の過剰反応などが報道されておりますが、排出基準は両国よりも厳しく設定されているなかで不合理な対応であり、正しい情報や科学的知見に立って物事を判断することが求められているものと思います。

私たちの身の回りでは、特殊詐欺被害や闇バイトなど、他人を欺き利益を得ようとする犯罪も拡大しております。インターネットやSNSなど情報にあふれる昨今ですが、被害にあわないよう、世にあふれる情報の真偽を見る目を養って参りたいものです。

今週も「明るく、楽しく、元気よく！」やって参りましょう。

Rotary



2023-2024年度テーマ



世界に希望を生み出そう

国際ロータリー会長 ゴードン R. マッキナリー
 第2520地区ガバナー 森川昭正 (仙台宮城野RC)

昼例会

司会：原田誠章
 日時：2023. 8. 28 (月) 12:30
 会場：盛岡グランドホテル
 ロータリーソング 四つのテスト

次回プログラム

9月 4日 (月) 夜例会 すぺいん倶楽部
 9月11日 (月) 理事会12:00 昼例会
 ゲスト卓話 理学療法士 渡辺幸太郎氏
 9月18日 (月) 敬老の日 祝日 休会
 9月25日 (月) 飯塚肇ガバナー補佐訪問
 会長幹事懇談会 11:30
 昼例会 12:30



◇幹事報告 北島美栄子

2022-23年度地区表彰者へ記念品が届きました。
傘寿お祝い 田中英治会員 浦田秀夫会員
暴力団追放盛岡市民会議賛助金のお礼状・領収書
秋の第21回ロータリー全国囲碁大会ご案内
R文庫2022年度決算報告書・2023年度予算ご案内

◇委員会報告 雑誌委員会 工藤光機

ロータリーの友 8月号解説

◇スマイルボックス 関山岳大

千葉伸行君

本日もよろしく願い致します。

軽石義則君

おめでとうございます。誕生日8月27日

本日もよろしく願い致します。

木村昭仁君

暑いですね!!

柴田茂君

軽石さん 必勝!!

菊地国明君

おめでとうございます。

ご夫人亜希子様誕生日8月4日

株式会社メグミ 創立記念日 8月1日

大橋正和君

おめでとうございます。

お嬢様のお誕生日 8月29日

◇出席報告 原田誠章

会員数24名 出席数15名 欠席数11名 出席率62%
メイクアップ8/26

地区RLI委員会 柴田茂 原田誠章



卓話 工藤光機

★所有者不明土地(※)等の発生予防のための
不動産登記制度を見直し

※所有者不明土地

(1)不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない
土地

(2)所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が
付かない土地

□相続登記の申請義務化（令和6年4月1日施
行）

相続により（遺言による場合を含みます。）不
動産を取得した相続人は、相続により所有権を取
得したことを知った日から3年以内に相続登記の申
請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得
した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年
以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしない
とされました。

なお、正当な理由(※)がないにもかかわらず申請
をしなかった場合には、10万円以下の過料が科さ
れることがあります。

※正当な理由の例

(1)相続登記を放置したために相続人が極めて多数
に上り、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相
続人の把握に多くの時間を要するケース

(2)遺言の有効性や遺産の範囲等が争われている
ケース

(3)申請義務を負う相続人自身に重病等の事情があ
るケースなど

□相続人申告登記（令和6年4月1日施行）

相続人申告登記とは？

登記簿上の所有者について相続が開始したことと
自らがその相続人であることを申し出る制度で
す。この申出がされると、申出をした相続人の氏
名・住所等が登記されますが、持分までは登記さ
れません。（※権利の取得を公示するものではな
いため、これまでの相続登記とは性質が異なります。
）

特長について

(1)上記申請を相続登記申請義務の履行期間内（3
年以内）に行うことで、申請義務を履行したもの
とみなすことができます。（登記簿に氏名・住所
が記録された相続人の申請義務のみ履行したこと
になります。）

(2)登記簿を見ることで相続人の氏名・住所を容易
に把握することが可能になります。

(3)相続人が複数存在する場合でも特定の相続人が
単独で申出することが可能です。

(4)法定相続人の範囲及び法定相続分の割合の確定
が不要です。

(5)添付書面として、申出をする相続人自身が被相
続人（所有権の登記名義人）の相続人であること
が分かる当該相続人の戸籍謄本を提出することで
足ります。